

刑法草 總目次

	제19호
刑法草凡例	244
刑法草目錄	242

刑法草卷之一 제19호

第一 法例

第一章 用法範圍

第一節	本法律適用權限(§ 1~6)	228
第二節	告訴及聽理區域(§ 7~17)	227
第三節	拘拿及立証格式(§ 18~22)	225
第四節	罪囚應禁應許條例(§ 23~26)	224
第五節	期限通規(§ 27~41)	224
第六節	界限通規(§ 42~43)	221
第七節	名稱分析(§ 44~68)	221
第八節	等級區別(§ 69~71)	216

刑法草卷之二

第二 罪例

第一章 犯罪分析

第一節	犯罪原由(§ 72~ 75)	214
第二節	二罪以上俱發(§ 76~ 79)	213
第三節	罪中又犯(§ 80)	213
第四節	一罪再犯(§ 81~ 82)	213
第五節	二人以上共犯(§ 83~ 87)	212
第六節	賊盜分類(§ 88~ 89)	212
第七節	未遂犯(§ 90)	211
第八節	不論罪類(§ 91~ 96)	211

刑法草卷之三

第三編 刑例

第一章 刑罰通規

第一節	刑名及獄具(§ 97~ 105)	208
第二節	主刑處分(§ 106~ 118)	204
第三節	附加刑處分(§ 119~ 121)	203
第四節	獄具施用處分(§ 122~ 125)	202
第五節	斷罪引律令(§ 126)	202
第六節	公私罪處斷例(§ 127~ 130)	201
第七節	知情不告及藏匿處斷例(§ 131~ 132)	201
第八節	二罪以上處斷例(§ 133~ 136)	200
第九節	罪中又犯處斷例(§ 137)	199
第十節	一罪再犯處斷例(§ 138)	199
第十一節	二人以上共犯處斷例(§ 139~ 140)	199
第十二節	未遂犯處斷例(§ 141)	198
第十三節	免罪及加減處分(§ 142~ 161)	198
第十四節	加減次序(§ 162)	193

第十五節 執刑禁限(§ 163 ~ 164)	192
第十六節 執刑及執行處分(§ 165 ~ 167)	192
第十七節 刑期計算(§ 168 ~ 170)	192
第十八節 徵償處分(§ 171 ~ 184)	191
第十九節 收贖處分(§ 185 ~ 190)	188
第二十節 期滿免刑及免懲戒(§ 191 ~ 192)	188
第二十一節 保放規則(§ 193 ~ 198)	187

刑法草卷之四

제20호

第四編 律例上

第一章 反亂所干律

第一節 反逆律(§ 199 ~ 202)	214
第二節 內亂律(§ 203)	213
第三節 外亂律(§ 204 ~ 207)	213
第四節 國權損壞律(§ 208)	212
第五節 外交所干律(§ 209)	211

第二章 職權所干律

第一節 制書有違律(§ 210 ~ 213)	210
第二節 享祀錯誤律(§ 214 ~ 219)	210
第三節 朝賀及一應行事失錯律(§ 220 ~ 222)	208
第四節 奏報違錯律(§ 222 ~ 226)	208
第五節 直守違背律(§ 227 ~ 234)	207
第六節 厭避職役律(§ 235 ~ 239)	206
第七節 交替有違律(§ 240 ~ 242)	205
第八節 溺職律(§ 243 ~ 252)	204

第九節	瀆職律(§ 253 ~ 262)	202
第十節	遞信違犯律(§ 263)	200
第十一節	接報不決律(§ 264 ~ 265)	199
第十二節	轉送輸納有違律(§ 266 ~ 269)	199
第十三節	文書符信遺失律(§ 270 ~ 271)	198
第十四節	擅權律(§ 272 ~ 274)	198
第十五節	服舍違式律(§ 275)	197
第十六節	越權律(§ 276 ~ 279)	197
第十七節	選舉及委任違犯律(§ 280 ~ 284)	196
第三章 斷獄及訴訟所干律		
第一節	訴訟違犯律(§ 285 ~ 292)	195
第二節	親屬相告律(§ 293)	194
第三節	誣告律(§ 294 ~ 302)	193
第四節	干犯罪囚律(§ 303 ~ 307)	191
第五節	犯人及証人謀免裁判律(§ 308 ~ 310)	189
第六節	偽証律(§ 311)	189
第七節	罪中犯罪律(§ 312 ~ 316)	188
第八節	罪人追捕違犯律(§ 317 ~ 318)	187
第九節	罪人移受有違律(§ 319 ~ 322)	187
第十節	失囚律(§ 323 ~ 324)	186
第十一節	聽理違法律(§ 325 ~ 330)	184
第十二節	決罰違法律(§ 331 ~ 338)	183
第十三節	出入人罪律(§ 339 ~ 344)	180
第十四節	不恤罪囚律(§ 345 ~ 349)	178
第十五節	引律違式律(§ 350 ~ 351)	177
第十六節	斷決及放免違限律(§ 352 ~ 354)	177
第十七節	辨明冤枉律(§ 355)	176

第十八節	檢驗不實律(§ 356)	175
第四章 詐偽所干律		
第一節	奏報不實律(§ 357~361)	174
第二節	制書及官文書增減律(§ 362~363)	173
第三節	詐冒行止律(§ 364~370)	173
第四節	姦細律(§ 374~378)	171
第五節	戶口及田產隱瞞律(§ 379~382)	170
第六節	檢踏災傷不實律(§ 383~385)	169
第七節	買賣不實律(§ 386)	168
第八節	度量衡增減律(§ 387~390)	167
第九節	匿喪及詐喪律(§ 391~392)	167
第十節	偽造律(§ 393~410)	166
第十一節	造言律(§ 411~415)	163
第十二節	邪術律(§ 416~419)	162
第五章 神明所干律		
第一節	私設神祠律(§ 420~421)	162
第二節	褻瀆神明律(§ 423~424)	161
第六章 棄毀所干律		
第一節	侵害尊尙地律(§ 425~429)	161
第二節	文書符信棄毀律(§ 430~432)	159
第三節	棄毀器物稼穡律(§ 433~441)	159
第七章 闔禁所干律		
第一節	冒禁擅入律(§ 442~449)	157
第二節	越城律(§ 450)	156

第三節	公私家屋擅入律(§ 451 ~ 455)	155
第八章 喪葬及墳墓所干律		
第一節	喪葬違禮律(§ 456 ~ 460)	154
第二節	葬埋違犯律(§ 461 ~ 469)	153
第三節	墳墓侵害律(§ 470 ~ 477)	151
第四節	死屍殘害律(§ 478 ~ 484)	149
刑法草卷之四		제21호
第四編 律例下		
第九章 殺傷所干律		
第一節	謀殺人律(§ 485 ~ 487)	202
第二節	故殺人律(§ 488 ~ 489)	202
第三節	鬪毆殺人律(§ 490 ~ 492)	201
第四節	誤殺人律(§ 493)	200
第五節	彈射馳獵殺人律(§ 494)	200
第六節	過失殺人律(§ 495)	199
第七節	醫藥殺人律(§ 496 ~ 497)	199
第八節	因戲殺人律(§ 498)	198
第九節	威逼人致死律(§ 499 ~ 503)	198
第十節	擅殺讎人律(§ 504 ~ 505)	197
第十一節	因姦殺死律(§ 506 ~ 508)	197
第十二節	親屬殺死律(§ 509 ~ 512)	195
第十三節	殺死官員律(§ 513)	192
第十四節	將屍圖賴律(§ 514 ~ 515)	192
第十五節	殺獄私和律(§ 516 ~ 517)	191

第十六節	因謀故殺致傷律(§ 518 ~ 521)	190
第十七節	鬪毆傷人律(§ 522 ~ 529)	189
第十八節	因戲及過失傷人律(§ 530 ~ 532)	187
第十九節	毆傷官員律(§ 533 ~ 536)	186
第二十節	毆傷親屬律(§ 537 ~ 544)	185
第十章 姦淫所干律		
第一節	姦人婦女律(§ 545 ~ 553)	181
第二節	姦宮女及官人妻女律(§ 554 ~ 555)	180
第三節	官吏犯姦律(§ 556 ~ 558)	180
第四節	姦親屬及家長或雇工律(§ 559 ~ 565)	179
第五節	姦事縱容及媒合律(§ 566 ~ 569)	178
第十一章 婚姻及立嗣所干律		
第一節	婚姻違犯律(§ 570 ~ 587)	177
第二節	妻妾失序及夫婦離異律(§ 588 ~ 592)	174
第三節	立嗣違犯律(§ 593 ~ 595)	172
第十二章 竊盜所干律		
第一節	盜大祀所用及御用物律(§ 596 ~ 599)	171
第二節	盜官司印信或文書及各門鑰律(§ 600 ~ 601)	170
第三節	盜係官財產律(§ 602 ~ 603)	170
第四節	強盜律(§ 604 ~ 605)	167
第五節	私有財產竊盜律(§ 606)	166
第六節	准竊盜律(§ 607 ~ 612)	165
第七節	樹木盜斫律(§ 613 ~ 614)	164
第八節	略人略賣人律(§ 615 ~ 622)	162
第九節	田宅及山林盜賣律(§ 623 ~ 625)	160

第十節	竊盜窩主律(§ 626 ~ 627)	159
第十一節	共謀爲盜律(§ 628 ~ 629)	159
第十二節	親屬及雇工偷竊律(§ 630)	158
第十三節	盜後分贓律(§ 631)	157
第十三章 財産所干律		
第一節	官物虧欠及收支有違律(§ 632 ~ 633)	157
第二節	官物借用律(§ 634 ~ 635)	155
第三節	虛出尺文律(§ 636 ~ 637)	154
第四節	損傷官物律(§ 638 ~ 641)	154
第五節	犯贓律(§ 642 ~ 646)	153
第六節	典賣有違律(§ 647 ~ 648)	147
第七節	錢債有違律(§ 649 ~ 654)	146
第八節	遺失物剋留律(§ 655 ~ 657)	145
第九節	造作採取不如法律(§ 658 ~ 659)	144
第十節	農商工業違犯律(§ 660 ~ 662)	144
第十四章 雜犯律		
第一節	罵言律(§ 663 ~ 669)	143
第二節	衛生妨害律(§ 670 ~ 672)	142
第三節	放火及失火律(§ 673 ~ 675)	141
第四節	宰殺牛馬律(§ 676 ~ 677)	141
第五節	賭技律(§ 678 ~ 679)	140
第六節	使酒律(§ 680)	140
第七節	見急不救律(§ 681)	140